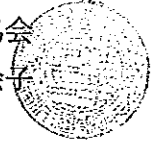


平成24年6月27日

宗教法人花豊寺
代表役員 花澤 良輝 殿
株式会社北の杜御廟
代表取締役 米子 保則 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 丹野美絵子



申 入 書

当協会は、内閣総理大臣から認定を受けた公益社団法人であり、会員の多数が全国各地の消費生活センターで相談員を務める消費者問題の専門家で構成している団体です。また平成19年11月には、内閣総理大臣から、消費者契約法に基づき差止請求権を行使することができる「適格消費者団体」の認定を受けております。

当協会では、「週末電話相談」「電話相談110番」等により消費者被害の情報収集を実施しており、その中で、貴法人らの、納骨堂の使用及び墓の建立を内容とする契約（以下「本件契約」という。）について、消費者から苦情が寄せられました。そこで当協会において、貴法人らの「宗教法人花豊寺納骨堂（北の杜御廟）使用規定」等を入手し、契約条項について検討したところ、消費者契約法9条1号、10条により無効となる条項、また、消費者の権利を不当に制限する事項など改善・是正が必要な事項があることが判明しました。

そのため当協会は、適格消費者団体として、消費者被害の未然防止・拡大防止の観点から、貴社に対して下記のとおり、消費者契約法9条1号、10条により無効となる条項の使用を直ちに停止すること、ならびに消費者の権利を不当に制限する事項などにつき改善・是正することを申入れます。

つきましては、平成24年7月25日までに、本申入れに対する回答を書面にて当協会まで送付いただきますようお願いいたします。なお、本申入書並びに貴法人からの回答の有無及び回答の内容は、消費者契約法27条に定める消費者に対する情報提供の一環として、当協会において公表することを申し添えます。

（本件に関する連絡先）

〒108-8566 東京都港区高輪3-13-22 国民生活センタービル内
公益社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室
TEL： 03-3448-9736
FAX： 03-3448-9830

第1 申入れの趣旨1 (使用停止を求める条項)

貴法人の使用する宗教法人花豊寺納骨堂(北の杜御廟)使用規定(以下「本規定」という。)の条項中、本規定第8条2項前段は、消費者契約法9条1号、10条により無効であるので、使用の停止を求める。

(使用者による契約の解除)

第8条

- 1 使用者は、書面をもっていつでも契約解除をすることができる。
- 2 前項の場合においては、使用者はすでに納入した使用権料及び管理費の返還の請求はすることが出来ない。なお使用者は設置済みの納骨壇を撤去し、納骨壇に収蔵された焼骨を引き取るものとする。
- 3 第1項の場合、契約解除の日の属する年度の管理費を納付していないときは、使用者は当該管理費を支払わなければならない。

第2 申入れの趣旨2 (改善・是正を求める事項)

- 1 貴法人らに対し、
 - (1) 本件契約が、①納骨堂の使用に関する契約と墓建立に関する契約の2つの契約により構成されているのか、②納骨堂の使用と墓建立の両者を内容とする1つの契約であるのか、を明確にすること
 - (2) 契約当事者が誰であるのか(宗教法人花豊寺であるのか株式会社北の杜御廟であるのか)を明確にすることを求める。
- 2 本件契約が納骨堂の使用に関する契約と墓建立に関する契約の2つの契約により構成されている場合(前記①の場合)、
 - (1) 墓建立に関する契約の契約内容を規定する書面の整備を求める。
 - (2) 前記書面に、次の各規定を設けることを求める。
 - ア 墓建立の代金の支払期日に関する規定
 - イ 金銭の支払いが必要である「予約」及び金銭の支払いが不要である「仮押さえ」の各定義規定
- 3 本件契約が納骨堂の使用と墓建立の両者を内容とする1つの契約である場合(前記②の場合)、
 - (1) 本件契約のうち、墓建立に関する部分の契約内容を規定する書面の整備を求める。

(2) 前記の書面に、次の各規定を設けることを求める。

ア 墓建立の代金の支払期日に関する規定

イ 金銭の支払いが必要である「予約」及び金銭の支払いが不要である「仮押さえ」の各定義規定

第3 申入れの理由（使用停止を求める条項）

1 宗教法人花豊寺納骨堂（北の杜御廟）使用規定の法的性質について

本規定に基づく契約は、納骨堂の使用等を目的とする有償双務の無名契約と解される。

2 本規定第8条2項前段について（申入れの趣旨1）

(1) 消費者契約法9条1号該当性

本規定第8条2項前段は、本規定に基づく契約を締結した消費者（以下「使用者」という。）が契約を解除する場合、「使用者はすでに納入した使用権料及び管理費の返還の請求はすることが出来ない」としており、使用者が墓石の設置も焼骨の埋蔵もしていない段階、つまり実質的に何ら納骨堂を使用していない段階において使用者が本規定に基づく契約を解除した場合についても、一切例外を認めていない。

消費者契約法9条1号は、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項について、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるものについて、当該越える部分について無効とする旨を定める。本件にいう平均的な損害とは、1人の使用者と事業者との本規定に基づく契約が解除されることによって当該事業者に一般的、客観的に生ずると認められる損害をいうものと解される（最判平成18年11月27日民集60巻9号3597頁）。

そこで、使用者が墓石の設置も焼骨の埋蔵もしていない段階、つまり実質的に何ら納骨堂を使用していない段階において使用者が本規定に基づく契約を解除した場合において、「1人の使用者と事業者との本規定に基づく契約が解除されることによって当該事業者に一般的、客観的に生ずると認められる損害」について検討してみると、

① 貴法人は、本規定第8条1項に基づく本規定に基づく契約の解除があった場合でも、随時他の新規使用者を募集し、当該新規使用者に本規定に基づく契約を解除した使用者がかつて使用していた区画を使用させることは可能である。

② しかし、墓石の設置や焼骨の埋蔵がされている場合には、墓石の撤去等が必要であるから、本規定に基づく契約を解除した使用者がかつて使用していた区画を新規

使用者の使用に供するにはある程度の期間が必要である。したがって、そのために一般的に必要とされる期間については、貴法人に、当該区画の使用権料及び管理費相当額の損害が発生する。

- ③ しかし、墓石の設置も焼骨の埋蔵もしていない段階、つまり実質的に何ら納骨堂を使用していない段階において使用者が本規定に基づく契約を解除した場合においては、墓石の撤去等は不要であり、本規定に基づく契約を解除した使用者が使用する予定であった区画を、新規使用者の使用に供することは容易であるから、墓石の設置も焼骨の埋蔵もしていない段階において、使用者が本規定第8条1項に基づいて本規定に基づく契約を解除しても、貴法人には、使用者がすでに納入した使用権料及び管理費全額に相当する損害が一般的・客観的に発生するとはいえない。したがって、使用者が墓石の設置も焼骨の埋蔵もしていない段階、つまり実質的に何ら納骨堂を使用していない段階において使用者が本規定に基づく契約を解除した場合についても、使用者がすでに納入した使用権料及び管理費の返還を一切請求できないとする本規定第8条2項前段は、契約の解除に伴い生じる平均的な損害の額を超える損害賠償額を定めるものとして、消費者契約法9条1号により無効である。

なお、厚生労働省生衛発第1764号「墓地経営・管理の指針等について」と題する通知(平成12年12月6日)に別添された「墓地使用に関する標準契約約款」においても、「墓石の設置も焼骨の埋蔵もしていない、つまり実質的に何ら墓地を使用していない場合においてまで(使用者に)高額な負担を全額負わせることは妥当ではない」という意見が示されている。

(2) 消費者契約法10条該当性

本規定第8条2項前段の定めは、上記のとおり使用者が墓石の設置も焼骨の埋蔵もしていない段階において使用者が本規定に基づく契約を解除した場合においても、使用者がすでに納入した使用権料及び管理費の返還を例外なく制限するものであり、民法上使用者に認められる不当利得返還請求権を制限するものであるから、民法が適用される場合に比し、消費者の権利を制限する条項である。さらに、その結果として、使用者は、契約上認められる契約解除の自由を制限されるものであり、本規定第8条2項前段は、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものである。したがって、本規定第8条2項前段は消費者契約法10条により無効である。

(3) 結論

以上によれば、本規定第8条2項前段の定めは、消費者契約法9条1号、10条により無効である。

第4 申入れの理由（改善・是正を求める事項）

1 第2の1について

消費者が本件契約の申込をする場合、消費者は「永代使用申込書」に必要事項を記載することとなっている。前記申込書には、永代使用料・納骨壇（墓石代）・字彫代・付属品・管理費・修繕費・消費税の記載欄があり、申込書の宛先は宗教法人花豊寺（北の杜御廟）とされている。

ところが、「ご契約とお振込口座のご案内」と題する書面によれば、永代使用料・管理費・修繕費については宗教法人花豊寺の口座に、墓石代・字彫代・他オプション代については株式会社北の杜御廟の口座にそれぞれ振り込むこととされている。このように、支払先として「宗教法人花豊寺」と「株式会社北の杜御廟」という二つの主体が登場しており、「永代使用」、「墓石」等それぞれの事項について契約当事者がいづれなのか明確になっていない。またそのことにより、本件契約が、①納骨堂の使用に関する契約と墓建立に関する契約の2つの契約により構成されているものであるのか、②納骨堂の使用と墓建立の両者を内容とする1つの契約であるのかも明確ではない。

したがって、前記第2の1のとおり改善・是正を求める。

2 第2の2及び第2の3について

(1) 第2の2（1）及び第2の3（1）について

本規定は納骨堂の使用に関する契約内容しか規定しておらず、墓建立に関する契約内容は規定していないので、消費者に交付された書面からは、墓建立に関する契約内容が明らかではない。

したがって、貴法人らに対し、第2の2（1）または第2の3（1）のとおり是正・改善を求める。

(2) 第2の2（2）及び第2の3（2）について

墓建立の代金の支払いについては、全額前払いの実態があるようであるが、前記のとおり、消費者に交付された書面からは、墓建立に関する契約内容が明らかではなく、墓建立の代金の支払期日が明確にされていないので、墓建立の履行と引き換えの主張が出来るのかが判然としない。

したがって、第2の2（1）または第2の3（1）の書面に、墓建立の代金の支払期日に関する規定を設けることを求める。

(2) 貴社の説明資料「建立までの流れは？」によれば、消費者が本件契約を締結するに際し、金銭の支払いが必要である「予約」と金銭の支払いが不要である「仮押さえ」の2つのしくみが存在するようであるが、「予約」と「仮押さえ」の定義が明確ではないため、いかなる場合に金銭の支払いが必要な「予約」に該当するのかが判然としない。

したがって、第2の2(1)または第2の3(1)の書面に、「予約」及び「仮押
さえ」の各定義規定を設けることを求める。

以上